

大分県報

平成二十九年
号外（一八）
三月三十日

（木曜日）

目次

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正	一
職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正	五
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	六
大分県税条例等の一部改正	九
大分県がん対策推進条例の一部改正	二
大分県安心子ども基金条例の一部改正	二
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	二
指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	三
大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正	四
美しく快適な大分県づくり条例の一部改正	四
特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正	五
大分県環境影響評価条例の一部改正	六
大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部改正	七
大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正	七
大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部改正	七
大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正	八
大分県立学校いじめ対策委員会条例の制定	八
大分県地方警察職員定数条例の一部改正	九

○条 例

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県条例第三号

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「通り」を「とおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 忌引 次の表の上欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

配偶者	十日
父母	七日
子	七日
祖父母	三日
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	一日

備考

一 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む(以下同じ)。

二 子には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として任命権者が定める者を含む(第十五条の三第一項から第三項までにおいて同じ)。

第十三条の二第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」の下に「任命権者が、任命権者が定めるところにより、職員の出出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」ごとに、連続する六月の期間を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十三条の三 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、任命権者が定める期間内において、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

第十五条の三第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「第十三条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「あるのは「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)」における」と、「あり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び「

に、「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を、「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)」における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ②及び口中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求

に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十五条第二項中「を承認されている」を「又は職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の三第一項若しくは学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第三項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号を次のように改める。

二 忌引 次の表の上欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

配偶者	十日
父母	七日
子	七日
祖父母	三日

平成二十九年三月三十日

孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじやおば	一日
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	一日

備考

一 配偶者には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下同じ。）。

二 子には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として任命権者が定める者を含む（第十三条の三第一項から第三項までにおいて同じ。）。

第十一条の二第一項中「職員が」の下に「要介護者（一）を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の下に「任命権者が、任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」に、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する

大分県報号外（条例）

介護を必要とする一の継続する状態)とに、連続する六月の期間を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十一条の三 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態)とに、任命権者が定める期間内において、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

第十三条の三四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「第十一条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に、「あるのは「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)」における」と、「を「あり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び「に、「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を「、「要介護者のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)」における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「の子」の下に「その他任命権者が定める者」を加え、「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「あるもの」の下に「(以下「要介護者」という。)」を、「(休暇をいう。)」の下に「又は介護時間(当該技能労務職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「の子」の下に「その他企業局長が定める者」を加え、「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「あるもの」の下に「(以下「要介護者」という。)」を、「(休暇をいう。)」の下に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第六条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「の子」の下に「その他病院局長が定める者」を加え、「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「あるもの」の下に「(以下「要介護者」という。)」を、「(休暇をいう。)」の下に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二又は第三条の規定による改正前の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の二の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第一条の規定による改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項又は第三条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の二第一項に規定する指定期間については、任命権者は、任命権者が定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。)(までの期間を指定するものとする。

(調整規定)

3 職員の育児休業等に関する条例は、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年大分県条例第四号)第一条の規定によつてまず改正され、次いで第二

条の規定によって改正されるものとする。

職員の子育休等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

職員の子育休等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の子育休等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の子育休等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)第

四 条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子(育休法第二条第一項に規定する子)をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(次条第三号において「一歳六か月到達日」という。)

までに、その任期(任期が更新される場合)にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育休等の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育休等をしていない非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育休等の期間の末日とする育休等をしていない非常勤職員であつて、当該育休等に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育休等の期間の初日とする育休等をしよとするとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育休法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の二 育休法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日に

おいて当該子を養育するために育休法その他の法律の規定による育休等(以下この条において「地方等育休等」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育休等をしよとするとする場合(当該育休等の期間の初日とされた日)が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育休等の期間の初日

前である場合を除く。)

三 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育休等の期間の初日とされた日から起算して育休等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。))から育休等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び

第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育休等をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育休等又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育休等の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合に

あつては、当該末日とされた日(当該育休等の期間の末日とされた日)と当該地方等育休等の期間の末日とされた日(当該育休等の期間の末日とされた日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を

育休等の期間の末日とする育休等をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育休等の期間の初日とする育休等をしよとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の一歳六か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育休等の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、

当該末日とされた日)において育休等をしていない場合又は当該非常勤職員の配偶

者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第十七条中「（平成十五年大分県条例第四十二号）」を削る。

第二十四条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしてる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員第二十五条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「生後二年に達しない」を「労働基準法第六十七条その他の規定に基づき」に改め、「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内）で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第二条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（臨時的任用職員及び非常勤職員の旅費等）

第三十五条 臨時的任用職員に対して支給する旅費及び地方公務員法第十七条の規定により採用された非常勤職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に対して支給する旅行に係る費用弁償については、この条例の規定にかかわらず、これらの職員以外の職員との権衡を考慮して任命権者が定めることができる。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「給与」を「給与等」に改め、同条中「臨時職員及び」を「臨時的任用職員の給与並びに」に改め、「給与」の下に「及び通勤に係る費用弁償」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附 則 に 次の 一 項 を 加 え る 。

（狩猟免許関係事務に係る手数料の特例）

3 次に掲げる手数料であつて、平成二十九年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間の申請又は登録に係るものについては、別表第三の狩猟免許関係事務の項の規定にかかわらず、徴収しない。

一 狩猟免許申請手数料

二 狩猟免許更新申請手数料（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第一項に規定する申請書を提出する日前一年以内

の期間に、大分県の区域を対象とする同法第九条第一項の規定による許可（鳥獣の管理を目的とするものに限る。）を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者及び同条第八項に規定する従事者として従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行った者に係るものに限る。）

三 狩猟者登録手数料（新たに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十三条の狩猟免許の交付を受けた者で交付の日の属する年度の翌年度の四月十五日（当該交付の日が平成三十六年度に属する場合にあつては、当該年度の末日）までに狩猟者登録を受けるもの並びに同法第五十六条に規定する申請書を提出する日前一年以内の期間に許可捕獲等を行った者及び同法第九条第八項に規定する従事者として従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行った者に係るものに限る。）

別表第一の保健所の項中「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に、「医療若しくは施設療養」を「若しくは医療」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

別表第三の特定住宅用地認定事務の項中「第十八条の五第十項」を「第十九条第十一項」に、「第三十八条の五第八項」を「第三十八条の五第九項」に改め、同表の譲渡予定価額審査事務の項中「第十八条の五第十一項第四号」を「第十九条第十二項第四号」に、「第三十八条の五第九項第四号」を「第三十八条の五第十項第四号」に改め、同表の技能検定試験関係事務の項中

一 実技試験の二級又は三級を受けようとする者であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、八、九〇〇円とする。

二 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則

三級受検の在校生（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の訓練生（短期間の訓練課程を受けている者を除く。）、認定職業訓練施設の訓練生（短

期間の訓練課程を受けている者及び就職している者を除く。）、高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生、専修学校又は各種学校の在校生、高等専門学校及び大学の在学学生をいう。）にあつては、上記の金額に三分の二を乗じて得た金額（五〇円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数が生じたときはこれを一〇〇円単位に切り上げる。）とする。」

を

（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一、九〇〇円とする。

三 前二号のいずれにも該当する者に係る手数料は、二、九〇〇円とする。

に改め、同表の大

分県立工科短期大学の事務の項中「本県内に本籍及び住所を有するもの又は本県内に引き続き三年以上」を「入学しようとする年の前年の四月一日から引き続き大分県内に住所を有するもの又は大分県内に」に改め、同表の狩猟免許関係事務の項中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項中「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五

条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項中「平成二十七年法律第五十三号。」を削り、「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関）を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に、「登録建築物調査機関又は」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は」に、

四 複合建築物の認定を申請する場合	一件	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額	を
-------------------	----	---	---

四 複合建築物の認定を申請する場合	二、〇〇〇平方メートル未満	一件	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額	一 床面積の合計は、当該判定に係る部分（一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事別に定めるものを除く。）の床面積について算定する。
	二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満	一件	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額	
五、〇〇〇平方メートル以上	一件	住宅部分について二の規定の例により算定した額と、非住宅部分について三の規定の例により算定した額とを合算した金額	を	二 建築物エネルギー消費性能判定計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。

建築物エネルギー消費性能判定手数料	建築物エネルギー消費性能判定手数料	一件	当該判定に係る建築物の床面積に就き建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。	二 建築物エネルギー消費性能判定計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。
建築物エネルギー消費性能判定手数料	建築物エネルギー消費性能判定手数料	一件	当該判定に係る建築物の床面積に就き建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。	二 建築物エネルギー消費性能判定計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。
建築物エネルギー消費性能判定手数料	建築物エネルギー消費性能判定手数料	一件	当該判定に係る建築物の床面積に就き建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。	二 建築物エネルギー消費性能判定計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。
建築物エネルギー消費性能判定手数料	建築物エネルギー消費性能判定手数料	一件	当該判定に係る建築物の床面積に就き建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。	二 建築物エネルギー消費性能判定計画が省令第一号第一項第一号ロに定める基準に適合するものとして提出された場合は、()内の金額とする。

に

改める。

別表第四の技能検定試験関係事務の項中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の保健所の項の改正規定(「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に改める部分を除く。)並びに別表第三の特定住宅用地認定事務の項及び譲渡予定価額審査事務の項の改正規定 公布の日

二 別表第三の技能検定試験関係事務の項及び別表第四の技能検定試験関係事務の項の改正規定 平成二十九年十月一日

三 別表第一の保健所の項の改正規定(「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に改める部分に限る。) 平成三十五年十月一日

大分県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の三の二中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

(大分県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 大分県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年大分県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(大分県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 大分県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年大分県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第四十五条に次の一項を加える。

3 自動車取得税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条第一項又は第十三条第一項の規定による登録の申請をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年大分県条例第三号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税者は当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

第五十三条の六第一項中「規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「又は幼児」を「若しくは幼児又は園児」に改める。

第五十七条第二項中「次条」を「第五十八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第五十七条の二 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条第一項の規定による登録の申請をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

附則第二十二条の七第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第五十四条第一項第一号イの項中「第五十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に

<p>第一項(第四項において準用する場合を含む。)</p>	<p>百分の一</p>	<p>百分の〇・五</p>
-------------------------------	-------------	---------------

第一項第五号ハ)を「第一項第五号ハ)に改め、同表第五十四条第二項第一号の項中「第五十四条第二項第一号)を「第二項第一号)に改め、同表第五十四条第二項第二号の項中「第五十四条第二項第二号)を「第二項第二号)に改める。

第二条のうち大分県条例第五十九条の見出し及び同条第一項を改め、同条を第六十条の十二とし、同条の次に六条を加える改正規定のうち、第六十条の十八第一項中「規定する学校)の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園)を加え、「又は幼児)を「若しくは幼児又は園児)に改める。

第二条中大分県条例第五十八条の見出し及び同条第一項から第四項までを改め、同条を第六十条の十一とする改正規定の次に次のように加える。

第五十七条の二の見出し中「自動車税)を「種別割)に改め、同条中「自動車税)を「種別割)に、「道路運送車両法第七条第一項の規定による登録)を「新規登録)に改め、同条を第六十条の十とする。

第二条中大分県条例第五十七条の見出し及び同条第一項から第三項までを改め、同条を第六十条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第五十七条の見出し及び同条第一項中「自動車税)を「種別割)に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録)を「新規登録)に、「第五十条第一項)を「第百七十七条の十第一項)に、「自動車税の)を「種別割の)に、「自動車税額)を「種別割額)に、「第五十八条)を「第六十条の十一)に改め、同条第三項中「自動車税)を「種別割)に改め、同条を第六十条の九とする。

第二条中大分県条例附則第二十二条の六の三の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第二十二条の六の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二条の六の四 営業用の自動車に対する第五十七条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二項(第四項において準用する場合を含む。)</p>	<p>百分の二</p>	<p>百分の一</p>
<p>第三項</p>	<p>百分の三</p>	<p>百分の二</p>

第二条中大分県条例附則第二十二条の七の前の見出し及び同条の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条の七の前の見出し中「自動車税)の下に「の種別割)を加え、同条第一項中「有しないものをいう。以下この条において同じ)を「有しないものをいう)に、「附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ)を「第九条の二第一項に規定するものをいう)に、「同条第二項に規定するものをいう。)、)を「施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。)、)に、「同条第三項に)を「同条第二項に)に、「同条第二項に規定するものをいう。)、及び)を「同条第一項に規定するものをいう。)、及び)に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。次項第三号において同じ)を「第五十七条第一項第一号に規定する電力併用自動車をいう)に、「バス(一般乗合用のものに限る。))を「第六十条の六第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス)に改め、「自動車税)の下に「の種別割)を加え、「第五十四条第一項及び第二項)を「同項及び同条第二項)に、「含む。以下この条において同じ)を「含む)に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項)を「第五十四条第三項)に、「この条)を「この号及び次号)に、「新車新規登録)を「初回新規登録)に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車)を「第五十七条第一項第二号に規定する軽油自動車)に、「新車新規登録)を「初回新規登録)に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二条のうち大分県条例附則第二十二条の八の改正規定中「第六十条の十八第一項)に「の下に「、「前条第一項)を「前条)に)を加える。

附則第一項中「平成二十九年四月一日)を「平成三十一年十月一日)に改め、同項第一号中「第六項及び第十項)を「第七項及び第十二項)に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条の二の規定並びに附則第五項及び第八項の規定 平成二十九年四月一日
附則第二項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改める。
附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。
附則第十項を附則第十二項とする。

附則第九項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則第八項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第七項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、同項を附則第九項とする。
附則第六項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、同項の前に見出しとして「（自動車税に関する経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

8 二十九年新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 第一条の二の規定による改正後の大分県税条例（以下「二十九年新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納付する自動車取得税について適用し、同日前に納付すべき自動車取得税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第七号

大分県がん対策推進条例の一部を改正する条例

大分県がん対策推進条例（平成二十三年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第八号

大分県安心こども基金条例の一部を改正する条例

大分県安心こども基金条例（平成二十一年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第九号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）
第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第百七十八條に次の一項を加える。
3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第百七十九條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中

第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払には、原則として、自立支援給付の収入をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第百八十三条の次に次の一項を加える。

(運営規程)

第百八十三条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

第百八十四条中「第八十七条から」の下に「第八十九条まで、第九十一条から」を加え、「第百八十四条において準用する第九十条」を「第百八十三条の二」に改め、「第九十条中「第九十三条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十三条」とを削る。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一項を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるように

しなければならない。

第八十四条中「第三十六条」を削る。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十号

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第四十九条」を、「第四十九条及び第七十三条第一項第一号」に改める。

第七十三条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)) 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十七条の次に次の一項を加える。

(情報の提供等)

第七十七条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサ

- 1 ビス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 1 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 2 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 3 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 4 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 5 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 7 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 第七十八条中「から第五十条まで」を、「第四十九条、第五十条」に改める。
- 第七十九条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 第八十一条中「から第五十条まで」を、「第四十九条、第五十条」に、「及び第七十七条（第一項を除く。）」を、「第七十七条（第一項を除く。）」及び第七十七条の二」に改める。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第七十三条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十九条に規定する従業者の員数の基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に係る従業者の員数の基準については、新条例第七十九条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- ~~~~~
- 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 大分県条例第十一号
- 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例
- 大分県自殺予防対策強化基金条例（平成二十一年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- ~~~~~
- 美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 大分県条例第十二号
- 美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例
- 美しく快適な大分県づくり条例（平成十六年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第三号ただし書を次のように改める。
- ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の二第一項に規定する違法駐車行為及び同法第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車していると認められ

2 (経過措置)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

1 (施行期日)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

る場合に係る車両の運転者の行為であつて、運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にするものを除く。

第二十四条第一号を次のように改める。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の自動車登録ファイルに登録を受けた自動車にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

イ 道路運送車両法第十五条第一項若しくは第五項の永久抹消登録（ロにおいて「永久抹消登録」という。）又は同法第十六条第二項の規定による届出がなされていること。

ロ 道路運送車両法第十一条第一項の自動車登録番号標（ハにおいて「登録番号標」という。）が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと（永久抹消登録、同法第十五条の二第一項の輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の一時抹消登録がなされている場合を除く。）。

ハ 登録番号標が取り外されていること又はその表示内容が読み取れないこと及び車台番号（道路運送車両法第七条第一項第二号の車台番号をいう。）を識別することができないことにより、同法第二十二条第一項の登録事項等証明書の交付を請求することができないこと。

第二十四条第三号中「第四百四十六条第三項」を「第四百六十三条の十八第三項」に、「附す」を「付す」に改める。

第二十五条第二項第四号及び第五項中「六月」を「三月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第三号の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十五条第五項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第二項の規定により告示する放置自動車等の処分について適用し、同日前に改正前の同項の規定により告示した放置自動車等の処分については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県条例第十三号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年三月三十日

特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第一条 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第五十二条第二項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条第一項中「第五十五条第一項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第五十五条第二項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、「支給を行ったときは事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を「支給後遅滞なく」に改める。

第十三条中「第五十六条」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

第十四条第一項中「法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項並びに法第五十四条第一項から第四項まで」を「第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第五十四条第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「法第二十八条第一項、法第三十五条第一項及び第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「法第四十五条第一項第五号、法第五十二条第四項及び第五十四条第五項」を「第四十五条第一項第五号、第五十二条第四項及び第五十四条第四項（法第五十二条第四項及び第五十四条第四項の規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）」に改める。

（指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第二条 指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改める。

第十四条中「三年間」を「五年間」に改める。

附 則

大分県報号外（条例）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴う経過措置）

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の提出については、なお従前の例による。

（指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「新指定条例」という。）第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項の書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第二条の規定による改正前の指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「旧指定条例」という。）第十二条第二項の書類については、なお従前の例による。

4 新指定条例第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧指定条例第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例

大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第三号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定

は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たにこの条例による改正後の大分県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第二条第四号の対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であつて、次に掲げるもの（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、新条例第二章から第八章までの規定は適用しない。

一 施行日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされた事業

二 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号。以下「再生エネルギー特措法」という。）第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業（次に掲げるものを含む。）

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第二条の規定による改正前の再生エネルギー特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下「旧認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ロ 改正法附則第五条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ハ 改正法附則第六条第三項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ニ 改正法附則第十五条第二項の規定により再生エネルギー特措法第九条第三項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業

3 前項の規定により新条例第二章から第八章までの規定を適用しないこととされた事業を実施しようとする者は、当該事業に係る環境の保全について適正な措置を講じるため自ら新条例の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うよう努めなければならない。

4 施行日以後新規対象事業を実施しようとする者（前項に規定する者を除く。）は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第十二条までの規定（新条例第二十五条第

二項において準用する場合を含む。)の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

5 前項の規定による手続が行われた新規対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

6 この条例による改正前の大分県環境影響評価条例の規定により環境影響評価その他の手続が行われた事業については、新条例の相当する規定により環境影響評価その他の手続が行われたものとみなす。

大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

大分県企業立地促進資金貸付基金条例等の一部を改正する条例

(大分県企業立地促進資金貸付基金条例の一部改正)

第一条 大分県企業立地促進資金貸付基金条例(昭和六十二年大分県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

「 文部科学省 告示第二号

経済産業省

文部科学省 告示第二

経済産業省

号 に改める。

「 第二条第一項中「二億七千六百六十一万九千五百二十九円」を「二億二千五百万円」に改める。

(大分県企業立地促進等基金条例の一部改正)

第二条 大分県企業立地促進等基金条例(昭和六十三年大分県条例第九号)の一部を次のように改正する。

「 文部科学省 告示第二号

経済産業省

文部科学省 告示第二

経済産業省

号 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中大分県企業立地促進資金貸付基金条例第二条第一項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

大分県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和四十年大分県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第三条、第四条関係)

事 業 名	徴 収 率	支 払 期 間	利 率
国営かんがい排水事業	百分の五十以内で知事が定める率	十七年(据置期間二年を含む。)	土地改良法施行令第五十三条第二項の農林水産大臣の定める率
国営緊急農地再編整備事業	百分の二十五以内で知事が定める率	十七年(据置期間二年を含む。)	土地改良法施行令第五十三条第二項の農林水産大臣の定める率

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例（昭和五十五年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改める。

第二条中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第八条」を「第十条」に、「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令」に、「第六条」を「第五条」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第十八号

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成九年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立学校いじめ対策委員会条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県条例第十九号

大分県立学校いじめ対策委員会条例

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十

四条第三項の規定に基づき、大分県立学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事務を行う。

一 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について審議すること。

二 法第二十四条に規定する事案について調査すること。

三 法第二十八条第一項に規定する重大事態について調査すること。

（組織）

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第六条 委員会に、特別の事項を審議し、又は調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議又は調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第九条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、教育庁において処理する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

大分県条例第二十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

平成二十九年三月三十日

大分県報号外(条例)

大分県地方警察職員定数条例(昭和二十九年大分県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、一八四人」を「一、一八九人」に、「六二〇人」を「六二四人」に、「二、〇八三人」を「二、〇九二人」に、「三、四二八人」を「三、四三七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。